

# 特記仕様書

- |        |                        |  |
|--------|------------------------|--|
| 1 事業番号 | 令和8年度 第1101号           |  |
| 2 事業名  | 保育事業                   |  |
| 3 事業場所 | 米原市上板並                 | 事業地 No.118.3 上板並(宇山3)<br>事業地 No.1205 上板並(宇山) |
| 4 事業期間 | 自 契約締結日<br>至 令和8年8月28日 |  |

第1条 本事業の実施にあたっては、「分取造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

- 1 事業内容  
数量総括表による
- 2 出来形管理について  
施業範囲について出来形測量を行い、施業面積を算出することとする。  
また、施業区域に施業対象外の公社営林地が隣接しているため、混同して施業しないこと。境界について不明確な場合、監督職員と協議、承諾を得たうえで作業を進めること。
- 3 標準プロット設置について  
別添プロット設置位置図に指定した位置に標準プロットを設置すること。  
プロット設置箇所には、対象木をテープ等で明示し、施業本数を確認すること。
- 4 関係書類の提出について  
別紙「(A)現場監督チェックリスト」および「(B)社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。  
(A)においては、日報等にて現場監督実態が照合できるよう整理すること。  
(B)においては、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。

5 事業計画書について

事業計画書のうち（１）事業概要（２）計画工程表（３）現場組織表について必ず作成することとし、その他については必要に応じて作成し提出すること。

6 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。

# 数量総括表

事業名		令和8年度 第1101号 保育事業				
事業場所		滋賀県米原市上板並				
事業地		保育間伐			備考	
No	名称	樹種	伐倒	枝払		玉切
118.3	上板並(宇山3)	スギ	21.00ha			成立本数 1,100本/ha 間伐率 20%
		ヒノキ	0.00ha			
1205	上板並(宇山)	スギ	1.20ha			成立本数 1,100本/ha 間伐率 20%
		ヒノキ	0.00ha			
合計		スギ	22.20ha			
		ヒノキ	0.00ha			

【詳細位置図(プロット設置位置)】

118.3 上板並(宇山3)

1205 上板並(宇山)

米原市上板並

一般社団法人滋賀県造林公社

118:上板並(宇山)

1205:上板並(宇山)

凡例

- 標準プロット位置
- 間伐計画区域
- 滋賀県造林公社 施業地外周
- 造林公社 施業地外周

1:6,000

この地図の背景図はNTT空間情報(株)のGEOSPACE電子地図を利用しています。